

福井県聴覚障がい者センター手話通訳・要約筆記派遣要綱

第1条（目的）

聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化支援および社会参加の促進をめざし、福井県聴覚障がい者センターの公益事業として、聴覚障がい者と健聴者の双方もしくは聴覚障がい者同士が意思疎通を図る際に、原則として手話通訳登録者および要約筆記登録者を派遣する事業を行い、聴覚障がい者の福祉と社会的地位の向上に資することを目的とする。

第2条（実施主体）

本事業の実施主体は福井県聴覚障がい者センター（以下「センター」という）とする。

第3条（派遣の対象者）

1. 聴覚障がい者と意思疎通を図る必要のある企業・官公庁・各種団体等を対象とする。
2. その他センター長が特に必要と認める場合。
3. 原則として障がい者個人への費用負担は求めない。なお、必要に応じ聴覚障がい者個人の居住もしくは勤務等当該都道府県市町村の行う手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業、障害者意志疎通支援事業等の、窓口の紹介は行うものとする。

第4条（派遣者）

1. 本事業における手話通訳登録者および要約筆記登録者とは、福井県登録手話通訳者もしくは手話通訳者全国統一試験合格者および全国統一要約筆記者認定試験合格者もしくは県内各市町に登録している要約筆記奉仕員のうち、派遣要請に応ずることができる者で、「センター手話通訳・要約筆記派遣登録者同意書（様式1号）」の提出によりセンターに登録している者とする。なお、センターは登録者を保険に加入する。加入については別に定める。
2. センターは次のいずれかに該当するときは、派遣者の登録を抹消することができる。
 - (1) 登録者から「センター手話通訳・要約筆記派遣登録者抹消届出書（様式第5号）」の提出があったとき
 - (2) 第6条に違反したとき
 - (3) センター手話通訳・要約筆記派遣登録者として不適当な行為が認められたとき

第5条（登録証）

1. 理事長は登録者にセンター手話通訳・要約筆記派遣登録者証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。
2. 登録証の有効期間は3年間とする。ただし、初登録の有効期間は福井県登録通訳者・要約筆記者証の有効期間と整合させるため、この限りではない。
3. 登録者は手話通訳業務・要約筆記業務を行うときは、常に登録証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。
4. 登録者は、登録証を紛失したときは、速やかにセンター手話通訳・要約筆記派遣

登録者証紛失届兼再交付申請書（様式第4号）を、理事長に提出しなければならない。

5. 登録者は、登録事項に変更があるときは、速やかにセンター手話通訳・要約筆記派遣登録者登録事項変更届（様式第6号）を、理事長に提出しなければならない。

6. 登録者は、登録の取り消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、登録証を理事長に返還しなければならない。

第6条（派遣者の遵守事項）

派遣者は次のことを遵守しなければならない。

1. 派遣者はこの業務を行うにあたって、聴覚障がい者等の人格を尊重し、専門的な技術と知識を駆使して、聴覚障がい者が社会のあらゆる場面で主体的に参加できるように努めなければならない。

2. 派遣者は職務上知り得た聴覚障害者および関係者についての情報を、その意に反して第三者に提供してはならない。

3. 派遣者は常にその技術と知識の向上に努めなければならない。

第7条（派遣の申請および決定）

1. 派遣を申請するもの（以下「派遣申請者」という）は、「手話通訳派遣申込書」「要約筆記派遣申込書」により、原則として派遣を希望する日の1週間前までにセンターに提出する。

2. 申請内容を審査の上、派遣が必要と認められる場合は、コーディネーターが派遣者の選定と調整を行い、速やかに「手話通訳依頼書」「要約筆記依頼書」をもって派遣者に、派遣申請者には「手話通訳派遣決定書等」「要約筆記派遣決定書等」をもって通知する。

3. コーディネーターは派遣にあたって、派遣登録者の心身の状況や技量を勘案したうえで選定を行う。

第8条（活動の報告および派遣費の支払い）

1. 活動を行った派遣登録者は「手話通訳派遣報告書」もしくは「要約筆記派遣報告書」を作成し、速やかにセンターに報告する。

2. 派遣登録者から前項の報告を受けた場合、センターは当該派遣登録者に対して内容を審査したうえで、派遣費および交通費を支給する。なお、派遣登録者の派遣費および交通費の積算方法は別に定める。

第9条（派遣に係る費用の請求）

派遣登録者から「派遣報告書」の提出を受けた場合、センターは派遣申請者に対し、派遣に係る費用を別に定める積算方法により算定し「請求書」を作成し送付する。

第10条（派遣コーディネーター）

1. 本事業の実施に当たっては、派遣申請者と密接に連携を図り、適切な情報保障を行える者を選定、派遣を行えるよう、コーディネーターをセンター内に配置する。

2. コーディネーターは、職務上知り得た聴覚障害者および関係者についての情報を、その意に反して第三者に提供してはならない。

第 11 条（その他）

その他、この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

要約筆記は事後利用のためのものではありませんので、主催者や利用者の求めに応じてログ（要約筆記データ）を残したり、ファイルをコピーして渡すことはいたしません。

当法人は、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会ならびに特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会の対応に沿って、ログを残さない設定で要約筆記派遣をいたします。